

厚労省事務連絡

福祉用具貸与の見直しで

厚生労働省は9月28日、各都道府県に対し、「全国福祉用具専門相談員協会が主催する説明会・研修会の協力について（福祉用具の見直し関係）」の事務連絡を発出した。

福祉用具貸与では、2018年4月より「機能や価格帯の異なる複数の

商品を提示」、同年10月からは上限価格制とともに、「福祉用具専門相談員が貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格などを利用者に説明すること」が義務付けられる予定だ。
こうした見直しを踏まえ、全国福祉用具専門相

談員協会は福祉用具サービス貸与計画書の新様式を作成している（18面に記載）。

通知では新様式の暫定版を添付したうえで、今後各地で随時開かれる同協会の説明会・研修会について、管内関係者に周知するよう求めた。